

## 建設工事請負代金債権の譲渡の承諾に関する事務取扱要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、小松市（以下「市」という。）が発注する建設工事を請け負う中小・中堅建設業者（原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者とし、以下「元請人」という。）が、小松市財務規則（昭和58年規則第12号）（以下「規則」という。）第129条ただし書及び小松市建設工事標準請負契約約款（以下「契約約款」という。）第5条第1項ただし書に基づく工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾を受けようとする場合の事務取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

### (債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡を承諾する対象となる工事は、市が発注する建設工事とし、請負代金額が500万円以上のものとする。ただし、次の工事を除く。

- (1) 低入札価格調査基準価格を下回った価格で落札した者と契約した工事
- (2) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (3) 債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたる工事。ただし、残工期が1年未満の工事を除く。
- (4) その他元請人の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な特別な事由がある工事

### (債権譲渡額)

第3条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該工事が完成した場合においては、契約約款に定められた検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から、市が既に支払いをした当該工事に係る前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、契約約款に定められた出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から、市が既に支払いをした当該工事に係る前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 当該工事請負契約の契約変更等により工事請負代金額に増減が生じた場合には、工事請負代金債権の額は、変更後の金額とする。

### (債権譲渡を承諾する時点)

第4条 債権譲渡の承諾は、当該工事の出来高が、40%以上（中間前払金支払済の場合は60%以上）に到達したと認められる日以降とする。ただし、地域建設業経営強化融資制度を選択する場合は、当該工事の出来高が、2分の1以上（中間前払金支払済の場合は

10分の7以上)に到達したと認められる日以降とする。

(債権譲渡先)

第5条 債権譲渡先は、株式会社北国銀行、はくさん信用金庫、株式会社北陸銀行、株式会社福井銀行、株式会社福邦銀行、金沢信用金庫、小松市農業協同組合、北陸労働金庫、石川県総合建設業協同組合、株式会社建設経営サービスとする。

(債権譲渡の承諾の申請)

第6条 債権譲渡の承諾を受けようとする者は、市長に以下の書類を提出しなければならない。

(1) 債権譲渡承諾依頼書 3通

ア 工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度等(以下「下請セーフティネット債務保証事業等」という。)を選択する場合(様式1-1)

イ 地域建設業経営強化融資制度を選択する場合(様式1-2)

(2) 発行日から3ヵ月以内の元請人及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通

(3) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通

2 当該債権は、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

(1) 第三者による差押等を受けていないとともに、質権等の権利が設定されていないこと。

(2) 既に譲渡されていないこと。

3 市長は、第1項に基づく債権譲渡承諾依頼書の提出があった日以降は、工事請負契約書に定める中間前払及び部分払を行わないものとする。ただし、債権譲渡について市長の承諾が得られなかった場合はこの限りでない。

(債権譲渡の承諾)

第7条 市長は、前条第1項の書類の提出を受けたときは、実情を調査し、適当であると認めるときは、債権譲渡を承諾することができる。

2 市長は、債権譲渡の承諾後、債権譲渡承諾書の確定日付印欄に確定日付を、承諾番号欄に年度ごとに始まる一連番号を記載した後、債権譲渡承諾書を元請人及び債権譲渡先にそれぞれ1通を交付する。

3 市長は、債権譲渡整理簿により債権譲渡の承諾の申請及び承諾状況を管理するものとする。

(債権譲渡契約)

第8条 元請人及び債権譲渡先は、債権譲渡契約を締結したときは、債権譲渡契約通知書(様式2)に債権譲渡契約書の写し、下請負人等への支払状況及び支払計画に関する書

面の写しを添えて、直ちに市長に通知しなければならない。

(債権譲渡の不承諾)

第9条 市長は承諾願に係る工事が第2条に規定する対象工事に該当しない場合又は第6条に定める適正な書類の提出がない場合若しくは書類の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合には、承諾しないものとする。

2 前項の場合には、市長は元請人及び債権譲渡先に対し、速やかに承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書(様式3)を交付するものとする。

附 則

1 この要領は、平成21年1月1日から施行する。

2 この要領のうち、地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱は平成23年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

附 則

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要領のうち、地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱は平成24年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

附 則

1 この要領は、平成24年1月18日から施行する。

2 この要領のうち、地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱は平成25年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

附 則

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要領のうち、地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱は平成26年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

附 則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要領のうち、地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱は平成27年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

附 則

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要領のうち、地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱は平成28年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

附 則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要領のうち、地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱は平成33年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

附 則

- 1 この要領は，令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領のうち，地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱は令和8年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。